

一宮町選挙管理委員会告示第七号

期日前投票所の決定について

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三 枝 栄



一 場所 一宮町中央公民館大会議室

一宮町選挙管理委員会告示第八号

開票の場所及び日時のご決定について

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三 枝 栄



- 一 開票の場所 一宮町GSSセンター
- 二 開票の日時 令和三年十月三十一日 午後八時四十分から

一宮町選挙管理委員会告示第九号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定による候補者の氏名及び候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三枝 栄



- 一 日時 令和三年十月十九日 午後五時三十分
- 二 場所 一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会

一宮町選挙管理委員会告示第十号

開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時について

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三枝 栄



区分	場所	日時
公職選挙法第六十二条第二項の規定によるくじ	一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	十月二十八日 午後五時三十分
公職選挙法第六十二条第四項の規定によるくじ	一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	十月二十八日 午後五時三十五分
公職選挙法第六十二条第五項の規定によるくじ	一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	事実発生の都度

一宮町選挙管理委員会告示第十一号

開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時について

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十二条第二項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三 枝 栄



場 所	日 時
一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	十月二十八日 午後五時四十分

一宮町選挙管理委員会告示第十二号

委員長の執務場所について

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における本職の執務の場所を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三 枝 栄



一宮町役場内

一宮町選挙管理委員会

一宮町選挙管理委員会告示第十三号

最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所について

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三 枝 栄



投票区名	審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所
第一投票区	一宮町小学校体育館前
第二投票区	東浪見コミュニティセンター前
第三投票区	一宮町保健センター前
第四投票区	一宮町GSSセンター前

一宮町選挙管理委員会告示第十四号

最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について

う。令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査の開票は、令和三年十月三十一日午後八時四十分から行

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三 枝 栄





一宮町選挙管理委員会告示第十五号

開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三枝 栄



一宮町開票区		担任開票区
職務代理者	開票管理者	区分
一宮町一宮	一宮町東浪見	住所
河野敏夫	三枝栄一	氏名

一宮町選挙管理委員会告示第十六号

投票所の決定について

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三枝 栄



投票所名	場 所
第一投票区投票所	一宮小学校体育館
第二投票区投票所	東浪見コミュニティセンター
第三投票区投票所	一宮町保健センター
第四投票区投票所	一宮町GSSセンター

一宮町選挙管理委員会告示第十七号

期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三枝 栄



場 所		区 分		住 所		氏 名		職 務 を 行 う べ き 日	
一宮町中公民館 大会議室		投票管理者	一宮町宮原	石野定雄	十月二十日	御園生博	十月二十日	職務代理者	一宮町一宮
		職務代理者	一宮町一宮	御園生博	十月二十日				
		投票管理者	一宮町東浪見	三枝栄一	十月二十一日	河野敏夫	十月二十一日	職務代理者	一宮町一宮
		職務代理者	一宮町一宮	御園生博	十月二十一日				
		投票管理者	一宮町宮原	石野定雄	十月二十二日	石野定雄	十月二十二日	職務代理者	一宮町宮原
		職務代理者	一宮町宮原	石野定雄	十月二十二日				
		投票管理者	一宮町一宮	御園生博	十月二十三日	御園生博	十月二十三日	職務代理者	一宮町一宮
		職務代理者	一宮町一宮	御園生博	十月二十三日				

一宮町中公民館 大会議室												場所					
職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	職務代理者	投票管理者	区分	住所	氏名	職務を行うべき日
一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町東浪見	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町宮原	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町宮原	一宮町東浪見	一宮町一宮	一宮町宮原	一宮町一宮				
河野敏夫	三枝栄一	三枝栄一	河野敏夫	河野敏夫	三枝栄一	石野定雄	御園生博	御園生博	石野定雄	三枝栄一	河野敏夫	石野定雄	御園生博				
十月三十日		十月二十九日			十月二十八日			十月二十七日			十月二十六日						

一宮町選挙管理委員会告示第十八号

期日前投票所の投票立会人の選任について

令和三年十月三十一日執行予定の衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票立会人を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三枝 栄



区分	住所	氏名	職務を行うべき日
期日前投票立会人	一宮町一宮	牧野 一彌	十月二十日
	一宮町新地甲	細谷 俊夫	
	一宮町一宮四	潮田るり子	
	一宮町綱田	伊藤 正克	
	一宮町新地	大橋 廣春	十月二十二日
	一宮町東浪見	吉田 君子	
	一宮町一宮	原田 三枝	十月二十三日
	一宮町一宮	木村 勇人	

期日前投票立会人											区分					
											住所					
											氏名					
											職務を行うべき日					
一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町新地	一宮町新地甲	一宮町一宮	一宮町綱田	一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町船頭給	一宮町一宮	一宮町一宮	一宮町東浪見	一宮町一宮	一宮町一宮	木村 勇人	十月三十日
															原田 三枝	十月二十九日
															海老沼 泉	十月二十九日
															大橋 廣春	十月二十八日
															細谷 俊夫	十月二十八日
															大場 正幸	十月二十七日
															伊藤 正克	十月二十七日
															牧野 一彌	十月二十六日
															吉田 君子	十月二十六日
															吉野 清江	十月二十六日
															海老沼 泉	十月二十五日
															潮田るり子	十月二十五日
															志田 馨	十月二十四日
															大場 正幸	十月二十四日

一宮町選挙管理委員会告示第十九号

投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三枝 栄



担任投票区		区分		住所		氏名	
第一投票区	投票管理者	一宮町宮原		石野 定雄			
	職務代理者	一宮町東浪見		田中 孝幸			
第二投票区	投票管理者	一宮町東浪見		三枝 栄一			
	職務代理者	一宮町一宮		秦 和範			
第三投票区	投票管理者	一宮町一宮		御園生 博			
	職務代理者	一宮町一宮		河内 俊			
第四投票区	投票管理者	一宮町一宮		河野 敏夫			
	職務代理者	一宮町東浪見		富塚 貴弘			

一宮町選挙管理委員会告示第二十号

投票所の投票立会人の選任について

令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票立会人を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長

三枝 栄



投票区名	氏名	住所	生年月日	党派
第一投票区	齋藤 文彦	一宮	■■■■	無所属
第一投票区	海老沼 泉	一宮	■■■■	無所属
第二投票区	河野 和也	東浪見	■■■■	無所属
第二投票区	吉田 君子	東浪見	■■■■	無所属
第三投票区	岩 渕 洋	一宮	■■■■	無所属
第三投票区	吉野 清江	船頭給	■■■■	無所属
第三投票区	古山 美穂	一宮	■■■■	無所属
第四投票区	潮田 るり子	一宮	■■■■	無所属



一宮町選挙管理委員会告示第二十一号

選挙人名簿からの期日前抹消について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十八条第二号の規定により、次の者を選挙人名簿から抹消した。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三枝 栄一



まつ消年月日	住所	氏名	生年月日	備考
令和三年十月十九日	██████████	西山 なほ子	██████████	
令和三年十月二二日	██████████	齋藤 真弓	██████████	
〃	██████████	川城 修平	██████████	
令和三年十月二三日	██████████	神田 薫	██████████	
令和三年十月二八日	██████████	光田 陸	██████████	
令和三年十月二九日	██████████	井谷 茂寛	██████████	
〃	██████████	磯野 祐也	██████████	
〃	██████████	井谷 妙子	██████████	
〃	██████████	増子 龍平	██████████	
令和三年十月三〇日	██████████	荒井 智史	██████████	

一宮町選挙管理委員会告示第二十二号

在外選挙における期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十八条の二第一項の規定により次のとおり在外選挙における期日前投票所を指定した。

令和三年十月十九日

一宮町選挙管理委員会委員長 三 枝 栄



一宮町中央公民館大会議室